daily コラム

2026年11月27日(金)

〒308-0842　茨城県筑西市一本松624-3
税理士法人和敬会筑西事務所　TEL 0296-22-3689　FAX 0296-25-0627
Email tfc@wakei-kai.com

週所定労働日数の変更で年次有給休暇はどうなる？

週の働く日数を変更したいが年休は？

週5日勤務1日5時間勤務の方が週3日(1日の労働時間は変わらず)に変更したいとの申出があり、受け入れることとしました。引き続いた勤務で年次有給休暇日数はそのまま引き継ぎます。前は年に20日（6年6か月以上勤務の方）が付与されていました。現時点で15日を使用、残日数は5日です。勤務日数が減ったのですから年次有給休暇も減るのは当然と思われますがどうなるのでしょうか。

年次有給休暇の日数はどの時点で決まるか

年次有給休暇は、労働基準法39条により、雇入れの日から6か月継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して付与されます。そのあとは1年ごとに勤続年数に応じた日数を付与していきます。付与される日（基準日）にその時点の所定労働日数に基づいて付与日数が決まります。

最初に挙げた例のように基準日に20日付与されていて5日の残日数がある場合、途中で勤務日数が減っても残日数は変わらず5日で、1日の労働時間も変わらないのであれば、1日分の支払賃金も変わりません。

付与日数の変更は次の基準日より

週の所定労働日数が4日以下かつ週の所定労働時間が30時間未満の短時間労働者については、所定労働日数に応じて付与日数が決まります。この例では週5日勤務から週3日勤務に変更したので付与日数も年20日から年11日となります。

変更の手続は不要ですが変更した労働条件を雇用契約書や労働条件通知書で書面に記載し明確にしておきましょう。

なお、これと逆の場合も同様に次の基準日が来るまで付与済みの日数は増えません。

次の付与日が来る前に確認

次の基準日になる前に変更される付与日数を事前に確認しましょう。あらかじめ本人に伝えておくと認識の違いを防ぐことができます。労働日数を変更するとすでに付与済み日数は維持され、新日数となるのは基準日以降となることを伝えましょう。

